

# 大分県報

平成二十九年  
第二八四九号  
一月二十四日

（火曜日）

## 目次

### 告示

特定非営利活動法人の設立認証申請……………

土地改良区の定款変更認可……………

土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）（三件）……………

### ○告示

大分県告示第五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成二十九年一月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請のあった年月日

平成二十九年一月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 大分福祉ネットワーク友輪会

三 代表者の氏名

田 原 智 彦

四 主たる事務所の所在地

大分市富士見が丘西二丁目五番六号

五 定款に記載された目的

この法人は障がい者・高齢者及びその家族に対して、軽スポーツによる身体機能の維持と異種障がい者間の交流を行い、相談事業による障がい者自身とその家族の心理的負担軽減を目的とする。

平成二十九年一月二十四日

大分県報（告示）

一

大分県告示第五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成二十九年一月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名

豊後大野市

所在地

認可年月日

大分県告示第五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営農村振興総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成二十九年一月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

地区名

白杵地区立目・六反田工区

縦覧期間

平二九・一・二四から  
平二九・二・一三まで

縦覧場所

白杵市役所

大分県告示第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成二十九年一月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成二十九年一月二十四日

大分県報(告示)

二

地区名

縦覧期間

縦覧場所

米納地区一工区

平二九・一・二四から  
平二九・二・一三まで

竹田市役所

大分県告示第五十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成二十九年一月二十四日

大分県知事 広瀬 勝貞

地区名

縦覧期間

縦覧場所

米納地区三工区

平二九・一・二四から  
平二九・二・一三まで

竹田市役所